第三十三条の三中「次条」の下に「、第三十三条の十五、第三十三条の十六、第三十三条の二十及び第三十三条の二十一」を加える。

第六章中第三十三条の四の三を第三十三条の四の四とし、第三十三条の四の二を第三十三条の四の三とし、第三十三条の四の次に次の一条を加える。

（株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求）

第三十三条の四の二　法第百六十七条第五項第三号に規定する株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項又は第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求とする。

第三十三条の十五第五号中「法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは」を「特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は」に改め、同条第七号中「第二号」を「第三号」に改め、同条第十号中「法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の」を「特定有価証券等若しくは」に改める。

第三十三条の十六第五号中「法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは」を「特定有価証券等又は株券等に係る金融商品の利率等又は」に改め、同条第七号中「第二号」を「第三号」に改め、同条第十号中「法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の」を「特定有価証券等若しくは」に改める。

第六章の二中第三十三条の十七の次に次の五条を加える。

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の売付け等）

第三十三条の十八　法第百七十五条の二第五項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　特定有価証券等の売付けその他の有償の譲渡

二　合併又は分割により特定有価証券等を承継させること。

三　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

七　外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における特定有価証券等の買付け等）

第三十三条の十九　法第百七十五条の二第七項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　特定有価証券等の買付けその他の有償の譲受け

二　合併又は分割により特定有価証券等を承継すること。

三　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

七　外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（特定有価証券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の売付け等）

第三十三条の二十　法第百七十五条の二第九項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　株券等の売付けその他の有償の譲渡

二　合併又は分割により株券等を承継させること。

三　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）